

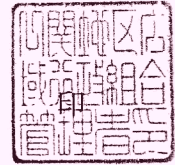
一般廃棄物処理業許可証

住 所 一関市花泉町老松字水沢屋敷3番地4  
 氏 名 有限会社 花泉環境サービス  
 代表取締役 阿 部 優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物処理業について、次のとおり許可  
 します。

平成30年3月15日

一関地区広域行政組合  
 管理者 一関市長 勝 部 修



|                |  |
|----------------|--|
| 許可の年月日         | 平成 30 年 4 月 1 日  |
| 許可の有効期限        | 平成 32 年 3 月 31 日   |
| 一般廃棄物処理業の許可の種類 | 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業<br>家庭系一般廃棄物（ごみ）、事業系一般廃棄物（ごみ）、適正処理困難物、リサイクル法等対象物、医療系の一般廃棄物、一般廃棄物（ごみ）の保管、一般廃棄物（ごみ）の積卸し  |
| 許可の条件          | 1. 許可業を行う区域は、一関地区広域行政組合管内とする。<br>2. 許可業に使用する車両は 平成30年3月2日付の許可申請書に記載の車両とし、変更する場合はその都度届出をすること。<br>3. 産業廃棄物の一関地区広域行政組合処理施設への搬入は禁止する。<br>4. 一関市（一関地域、花泉地域）及び平泉町から排出された一般廃棄物（ごみ）は一関清掃センターに、一関市（大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域及び藤沢地域）から排出された一般廃棄物（ごみ）は、大東清掃センターに搬入すること。                      |
| 許可の更新変更の状況     | 平成18年4月1日 一関地区広域行政組合の更新許可 一般廃棄物（ごみ）の収集及び運搬<br>平成20年4月1日 一関地区広域行政組合の更新許可 一般廃棄物（ごみ）の収集及び運搬<br>平成22年4月1日 一関地区広域行政組合の更新許可 一般廃棄物（ごみ）の収集及び運搬<br>平成24年4月1日 一関地区広域行政組合の更新許可 一般廃棄物（ごみ）の収集及び運搬<br>平成26年4月1日 一関地区広域行政組合の更新許可 一般廃棄物（ごみ）の収集及び運搬<br>平成28年4月1日 一関地区広域行政組合の更新許可 一般廃棄物（ごみ）の収集及び運搬 |